資料１

# 岩手県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）の策定について

## １　計画策定の主旨

○　酒類は、私達の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化は、私達の生活に深く浸透しています。

○　一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、その家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる高い危険性があります。

○　平成 22（2010）年 5 月に開かれた世界保健機関（WHO）総会において「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択され、平成 25（2013 年）に WHO が発表した「Global Action Plan 2013-2020」では 9 つの自発的世界目標の一つとして「アルコールの有害な使用の少なくとも 10%の削減」が掲げられています。

○　こうした動きを受け、わが国でも、包括的な取組を推進するための動きが活発になり、アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）が平成 26（2014）年 6 月に施行されました。それを受け、国では、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画に推進するための計画として、平成 28（2016）年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定しました。基本計画では、平成 32（2020）年度までに、全都道府県において都道府県計画が策定されることを目標としています。

○　このような状況を踏まえ、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図るため、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」を策定するものです。

## ２　計画の性格

○　この計画は、アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項に規定されている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として位置づけ、本県のアルコール健康障害対策施策の基本的な考え方や方向性、それを実現するための取組及び目標等を明らかにするものです。

## ３　計画の期間

○　「岩手県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 34（2022）年度を目標年次とする 5 か年計画とします。

## 4　計画策定のスケジュール

| | |
|---|---|
| 平成 29 年 6 月 | 平成 29 年度第 1 回岩手県アルコール健康障害対策推進協議会 |
| 平成 29 年 9 月 | 平成 29 年度第 2 回岩手県アルコール健康障害対策推進協議会 |
| 平成 29 年 11 月 | 平成 29 年度第 1 回岩手県精神保健福祉審議会 |
| 平成 29 年 11～12 月 | パブリックコメント実施 |
| 平成 30 年 1 月 | 平成 29 年度第 3 回岩手県アルコール健康障害対策推進協議会 |
| 平成 30 年 2 月 | 平成 29 年度第 2 回岩手県精神保健福祉審議会 |
| 平成 30 年 3 月 | 計画策定、公表 |